

令和2年9月定例会 総務常任委員会の主な質疑・質問等
「学校法人東海山形学園の財務書類の開示等に係る県の対応について」の集中審査の主な質問等

令和2年10月6日

発 言 者	発 言 要 旨
島津委員	公文書一部不開示決定処分取消訴訟について、最高裁に上告した理由は何か。
学事文書課長	平成13年の最高裁判例や私立学校法において利害関係人にのみ限定して開示できるとされる規定と、何人にも公開される情報公開条例との関係に疑念があったために上告したものである。
島津委員	学校法人東海山形学園以外に金銭の貸付を行っている私立学校はあるのか。
学事文書課長	そのような私立学校はないと認識している。
島津委員	文部科学省は私立学校の理事長については原則常勤とするとともに、その職務に専念するため、他の学校法人の理事長との兼務を避けることが望ましい、といった理事機能の強化などを求めているが、県の指導状況はどうなっているのか。
学事文書課長	私立学校は公立学校と異なり、自主性、自律性というものがあるため、ある程度、私立学校独自の判断に任されていると考えるが、違法行為に近いようなものあるいは違法行為そのものというようなものがあつた場合は、県が検査を行う権限がある。なお、補助金等について3年に1回検査を行い対応している。
島津委員	県は理事機能の強化の観点から指導した実績はあるのか。また、今後はどのように指導していくのか。
学事文書課長	過去の実績については調査したい。 また、今後については、各私立学校の事情を勘案しながら、法律の趣旨にのっとり望ましい形になるよう指導を進めたい。
島津委員	この事案について、知事や副知事にどのように情報の伝達がなされているのか。
学事文書課長	当該訴訟におては訴訟に係る起点となつた当初の開示請求の時点から、請求内容や関連の判例等について情報共有を行い、訴訟提起の際には、訴訟の論点や今後の進め方等についても適宜論点整理を行い、組織内での情報共有、知事や副知事への報告を行っている。 さらに、その後の判決、控訴の提起、上告の申立てといった一連の訴訟の段階に応じて、適宜情報整理して報告を行っている。 この訴訟については、平成29年6月30日に7月3日に提起される見込みという情報があり、その旨を報告している。その後、訴状が7月21日に到着したため、内容を精査し24日にその内容を報告している。
島津委員	平成29年7月24日の報告において、7月5日にあつた総務常任委員会

発 言 者	発 言 要 旨
学事文書課長	<p>における審議の内容は伝達されたのか。</p> <p>常任委員会の内容ではなく訴状の中身や請求等、今後の考え方等について、報告がなされたと理解している。</p>
島津委員	<p>この案件に係る常任委員会の質疑内容が知事に報告されていないことは大きな問題と考えるがどうか。</p>
総務部長	<p>常任委員会の報告については、平成 27 年度までは全ての委員会において、審議内容を当日中に集約して知事や副知事に報告していたが、職員の負担が非常に大きいこと、知事や副知事に膨大な資料が提供されてしまうこと等を考慮し、平成 28 年度以降、緊急性や重要性の判断を各部局長が行った上で、適切に知事や副知事に報告する形式になった。</p> <p>当時の報告資料を見ると、7 月 5 日の総務常任委員会で出された論点等については概ね報告済みであったため、その質疑の内容を知事や副知事に報告しない判断をした可能性が考えられる。今後も重要な案件についてはしっかりと知事や副知事への報告を徹底していきたい。</p>
島津委員	<p>私立学校法における職権による特別代理人の選定はどのような手続きになるのか。</p>
総務部長	<p>私立学校法上における特別代理人は、予め選任するものであり利害関係者すなわち学校法人から請求がなければ対応できないものである。</p> <p>職権で選任できる規定もあるが、これは例えば休眠法人等で理事会が機能してない場合に用いる規定である旨を文部科学省から口頭で確認している。また、県として知り得るのは財務書類が提出される翌年度であり、あらかじめ選任することは困難なものである。</p>
渋間副委員長	<p>理事会で承認するまでの間、この貸付行為は法律的にどのような状態なのか。</p>
文書法制主幹	<p>法制度の観点から特別代理人を選任しなかった場合、無権代理行為になる。この場合、違法というわけではなく、その行為の効力について有効か無効かが不確定な状態であり、追認をされれば有効になるものと考えられる。</p>
渋間副委員長	<p>特別代理人関係の文書についての答申を行った山形県情報公開・個人情報保護審査会はどのような手続きで開催されるのか。</p>
文書法制主幹	<p>開示請求に対する処分に不服がある場合、請求人は審査請求又は訴訟をすることができる。</p> <p>特別代理人関係の文書については、請求人は審査請求を選択した。</p> <p>この場合、裁決をすべき実施機関（今回の場合は人事課）は、この審査会に諮問しなければならない。審査会は日程を調整し、速やかに開催する運びとなる。委員の日程調整もあり、請求から 1 ヶ月から 2 ヶ月後に第 1 回目の審査会が開催される。今回の事案に係る審査会については、延べ 10 回開催され答申が行われた。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渋間副委員長	新聞報道を見ると東海山形学園は開示されても構わないと言っている。報道などを受けて、県は東海山形学園と調整等は行ったのか。
学事文書課長	行っていない。
渋間副委員長	翌年度に県に財務書類が提出された際に、平成 25 年に東海山形学園が行った 5,000 万円の貸付は知り得たのではないのか。
学事文書課長	<p>財務書類については、県は補助金の支出に関わるチェックのために使用しており、5,000 万円の貸付については、学校法人から提出された財務書類の関連当事者の取引に記載されていたが、この部分に係る確認は行っていなかった。</p> <p>当該貸付については、文書の開示に当たって精査する中で発見した。</p>
渋間副委員長	法的に問題はなくとも、財務諸表を注視し、その当時にしかるべき対応をしていれば、このように大きな話にならなかったと考えるがどうか。
学事文書課長	こういったことがあった以上、今後、文部科学省とも相談して、こういった形で検査等をしていくべきか検討していきたい。
渋間副委員長	今回の訴訟の経過や内容については、県ホームページでQ&A方式の情報を公開しているが、インターネットにアクセスできない県民に対しても、記者会見などにおいて説明責任を果たすべきと考えるがどうか。
学事文書課長	定例の記者会見があり、その場において知事が対応している他、その後に学事文書課で記者レクの対応を行っている。これらの活動について継続していきたい。
渋間副委員長	公開した内容について、オンブズマンから質問状が届いているとのことだが、その対応はどうなっているのか。
学事文書課長	その質問状については現在、回答を準備中である。
高橋(啓)委員	予算委員会の中で執行部から東海山形学園の理事長が経営している企業の入札状況について調査をする旨の答弁があったが、その企業が不正を行ったわけでもない中でそのような情報を公開することについては、企業に対するイメージが損なわれると考えるがどうか。
総務部次長	議員への情報提供については、可能な限り対応してきた。この観点については非常に重要なポイントであると思うので、なお検討していきたい。
島津委員	すでに開示されている情報について、整理したものを提供してほしいという趣旨であり、入札状況の公開については、別に何ら問題はないと考える。早急に回答してほしい。
金澤委員	この問題に関する幾多の質問がなされてきた理由について執行部はどのように考えるのか。

発 言 者	発 言 要 旨
総務部長	この問題によって公文書一部不開示決定処分取消訴訟となり、最高裁まで争うことになったことが主因と考える。
金澤委員	私学振興のために議員はじめ皆が協力している中、この問題によって、他の私立高校や生徒やその保護者に与える影響があるのか、という視点を持って対応してほしいと考えるがどうか。
総務部長	<p>ご指摘については真摯に受けとめたい。</p> <p>必要な指導等についてしっかりと行っていくことが大変重要であり、本県の私立学校が県内の3割を占め、多くの生徒の教育に尽力しているという事実を認識し、生徒たちが心健やかに学習できることを目指して私学振興に取り組んでいきたい。</p>